

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成28年3月30日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 新田道尋

記

1. 監査対象 議会事務局の平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成28年1月14日～平成28年1月29日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. 備品管理台帳について、財政課の指示に基づき、現在の様式で作成のうえ、現物と照合できるような方法により、適正な備品管理に努めること。また、議員に貸与している被服等については、貸与状況がわかるような帳簿等の整備を図ること。</p> <p>2. 適正な公印管理に努めること。</p>	<p>1. 備品管理台帳については、現物と照合できるよう台帳整備を行い、適正に管理します。被服貸与については、帳簿等を整理し適正に管理します。</p> <p>2. 備品管理台帳による管理及び公印台帳を整備し適正に管理します。</p>